

若い世代の住宅取得補助金

住宅リフォーム補助金

市内で住宅取得する方に最大80万円の補助金を交付します

市では若い世代の市外からの転入や市内での定住化を促進するため、住宅取得に対して補助金を交付します。親世帯などが市内に居住する場合や15歳以下のお子さんがいる場合などは補助額を加算します。また、市内に中古住宅を取得しリフォームを行う場合は、「住宅リフォーム補助金」と併せて利用でき、その場合、合計で最大80万円の補助を受けることができます。

我孫子市東側地区に住宅の購入を検討している方、3世代での同居・近居を検討している方はぜひこの制度をご利用ください。

詳しくは市ホームページをご覧ください。お問い合わせください。

■・☎ 建築住宅課(市役所東別館1階)・内線570(若い世代の住宅取得補助金)、601(住宅リフォーム補助金)



若い世代の住宅取得補助金

対象住宅 次の要件を全て満たしている必要があります。◎居住部分の延床面積が50㎡以上であり、居間・台所・玄関・便所・浴室が備え付けてあること◎建築基準法第6条第1項または同法第6条の2に規定する確認済証の交付を受けていること◎不動産登記において、所有権の登記がされていること◎平成26年4月1日以降に取得した住宅であること

申請方法 建築住宅課へ持参(郵送、行政サービスセンター受付不可)。該当住宅を取得してから1年以内に補助金交付申請書に必要事項を記入し、必要書類を全て添付のうえ提出してください。必要書類が不足している場合は、受け付けできません。

必要書類一覧(申請書などは市ホームページからダウンロード可)

◎申請者全員が必要な書類…「補助金交付申請書」「誓約書」「世帯全員分の続柄が記載された住民票の写し^{*1}」「交付対象住宅の所有者がわかる登記事項証明書」「交付対象住宅の確認済証の写し」「市税等に滞納がないことを証する書類^{*1}」

◎加算②対象者(下表)が必要な書類…「該当する親世帯または兄弟姉妹世帯の住民票の写し^{*1}」「住宅取得者またはその配偶者と親子または兄弟姉妹世帯関係であることがわかる戸籍全部事項証明書^{*1}」「親・兄弟姉妹世帯の市税に滞納がないことを証する書類^{*1}」

◎加算④対象者(下表)が必要な書類…「転入者の戸籍の附票の写し」

補助要件・補助金額

補助の種類	要件	補助金額	
基本補助	若い世代の住宅取得	夫婦ともに49歳以下の世帯、または49歳以下のひとり親世帯や単身者が住宅取得した場合	10万円
加算①	取得者に子どもがいる	申請時に15歳以下の子どもがいる場合	+5万円
加算②	取得者またはその配偶者の親または兄弟姉妹が市内に居住	親または兄弟姉妹が1年以上継続して市内に居住している場合	+5万円
加算③	市内東側での住宅取得	我孫子市の東側地区 ^{*3} で、住宅を取得した場合	+5万円
加算④	取得者またはその配偶者が市外からの転入者	取得者が市外等からの転入者である場合(転入日からさかのぼって1年以上市内に住民票がないこと)	+5万円

住宅リフォーム補助金

市に登録された事業者などにより自己所有住宅の改修工事を行った市民に対し、工事費用の一部を補助する制度です。手続きは、必ずリフォーム工事の契約の締結前(工事施工の実施前)に行ってください。工事の契約や施工をした場合は、補助対象になりません。

受付期間 平成27年1月30日(金)まで

補助対象工事	要件	補助対象経費	補助金額 ^{*4}
個人住宅(現在住宅)、中古住宅(市内持家居住)の転居	リフォーム工事を行う個人住宅が、工事完了後新たに二世帯住宅となる場合	リフォーム工事(税込20万円以上の工事に限る)に係る経費	補助対象経費の100分の10以内の額(上限20万円)
	上記に該当しない場合		補助対象経費の100分の5以内の額(上限10万円)
転居 ^{*2} または転入を目的として、市内の中古住宅に行うリフォーム工事	①リフォーム工事を行う中古住宅が、工事完了後に新たに二世帯住宅となる場合	リフォーム工事(税込20万円以上の工事に限る)に係る経費	補助対象経費の100分の20以内の額(上限40万円)
	②リフォーム工事を行う中古住宅が、東側地区の区域内 ^{*3} に立地している場合		補助対象経費の100分の10以内の額(上限30万円)
	③転入を目的としてリフォーム工事を行う中古住宅が、東側地区の区域外に立地している場合(転居は除きます)		補助対象経費の100分の5以内の額(上限10万円)
①～③のいずれにも該当しない場合			上記上限額に10万円を加算する
子育て世帯 ^{*5} の場合(世帯構成員であれば可)			

- ※1 「補助金交付申請書」裏面の同意書に記入することにより省略できる場合があります。
- ※2 市内の持家以外の住戸に居住している者が、市内の中古住宅を購入し居住すること。
- ※3 都部、都部新田、湖北台1～10丁目、中峠台、中峠、中里、中里新田、古戸、日秀、新木、新木野1～4丁目、南新木1～4丁目、布佐西町、布佐1丁目、布佐、布佐平和台1～7丁目、江蔵地、都、新々田、三河屋新田、相島新田、大作新田、布佐下新田、浅間前新田
- ※4 算出した額に1000円未満の端数があるときは切り捨て。
- ※5 15歳以下の子どもがいる世帯、または夫婦がともに49歳以下の世帯など

平成26年度市営住宅入居者募集内容 ※家賃は入居者の収入に応じて6段階に設定しています。

市営住宅名称	募集戸数 住宅種別	所在地	階数	家賃月額	タイプ間取り(畳)	駐車場(台)	交通	竣工年度
栄団地	1戸	栄9の17	2	2万～5万2800	3DK 6/6/4.5/DK	なし	我孫子駅から徒歩約20分	昭和56年
	1戸※身体障害者向		1					
小暮団地	1戸(単身者可)	高野山537の1	1	2万600～5万4800	2DK 6/6/DK	月額4200円	天王台駅から徒歩約20分	平成34年
	5戸		1・2・3	2万5900～6万8800	3DK 6/6/4.5/DK			
東我孫子A団地	1戸	東我孫子1の9の18	1	2万3500～5万7300	3DK 6/6/4.5/DK	なし	東我孫子駅から徒歩約2分	昭和60年
東我孫子B団地	3戸	東我孫子1の31	1・2	2万2500～6万3300	3DK 6/6/4.5/DK	月額3675円	東我孫子駅から徒歩約5分	昭和59年
根古屋団地	1戸	中峠2998	1	1万9400～5万500	3DK 6/6/4.5/DK	月額3675円	湖北駅から徒歩約20分	平成元年
	1戸※身体障害者向		1	1万8300～4万8500	3DK 6/6/4.5/DK			
日秀団地	7戸(単身者可)	日秀132	2・3・4	1万300～2万7900	3K 6/4.5/3/K	なし	湖北駅から徒歩約20分	昭和46・47年
北原団地	2戸	新木野2の3の9	1	2万7400～7万4300	3DK 6/5.5/5.5/DK 6/6/6.5/DK	月額3675円	新木駅から徒歩約10分	平成9年

市営住宅の入居者を募集

募集内容 左表参照

入居資格 次の要件を全て満たしていること

- ① 市内に在住・在勤の方
- ② 住宅に困窮している方
- ③ 市税を滞納していない方
- ④ 同居または同居しようとする親族がある方(単身者は年齢60歳以上などの条件により入居可)
- ⑤ 申込者(同居者を含む)が暴力団員ではないこと

※入居の際に敷金、連帯保証人1人が必要です。

入居可能日 9月予定

※申込者数が募集戸数を超えた場合は、住宅の困窮度により入居者を決定します(同じ場合は抽選)。また、落選者は申込団地の補欠者として1年間、または次回募集まで登録されます。

入居資格収入基準(月収額) 一般世帯15万8000円以下、下、裁量世帯(高齢者・障害者世帯・子育て世帯など)21万4000円以下 ※月収額の算定方法については、お問い合わせください。

必要書類 市営住宅入居申込書、市営住宅入居調査書、入居者全員の住民票、入居者全員の所得を証明する書類(学生の場合、学生証の写し)、その他(身体障害者手帳の写しなど)

申込書配布場所 ■・☎ 7月18日(金)午後5時まで(平日のみ)に、建築住宅課・内線570(郵送不可)